相談するなら、地域包括支援センター

自分自身や家族のこと、高齢者に関することなら何でも気軽に相談できる場所、それが地域包括支援センターです。介護のこと、健康のこと、生活上のこと、不安や困りごとがあれば相談してみましょう。
市役所内の地域包括支援センターのほか、身近な地域の在宅介護支援センターでも相談を受けています。

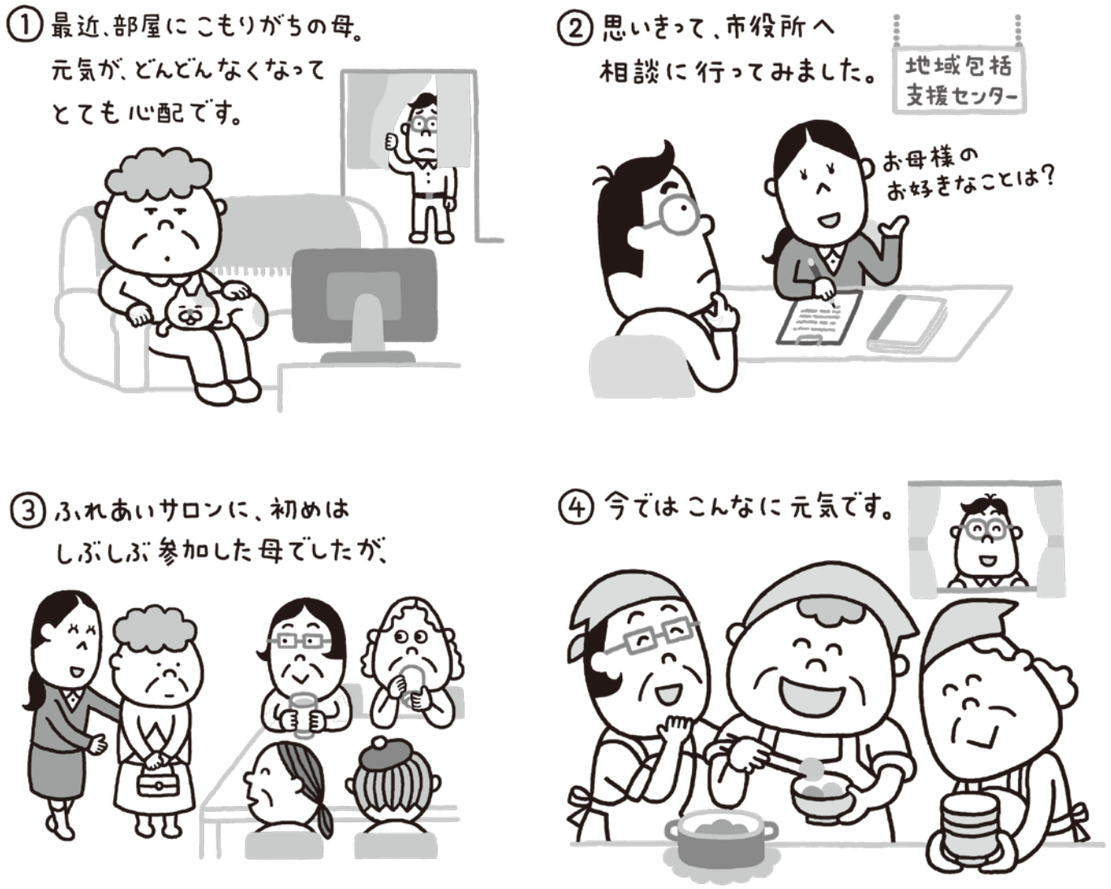

地域包括支援センター・ブランチ

名称		所在地	電話番号
淡路市地域包括支援センター		生穂新島8（市役所内）	64-2145
ブランチ	千鳥会在宅介護支援センター	大町畑597－4	62-5100
	聖隷在宅介護支援センター淡路	久留麻1863	75-2075
	かおりの丘在宅介護支援センター	高山甲430－3	86-0668

高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画 概要版　　発行：淡路市健康福祉部長寿介護課
〒656-2292 淡路市生穂新島8番地　電話：64-2511　IP電話：050-7105-5011
FAX：64-2529　IPFAX：050-7105-5035

高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画

概要版

健康で安心して住み続けられる まちをめざして

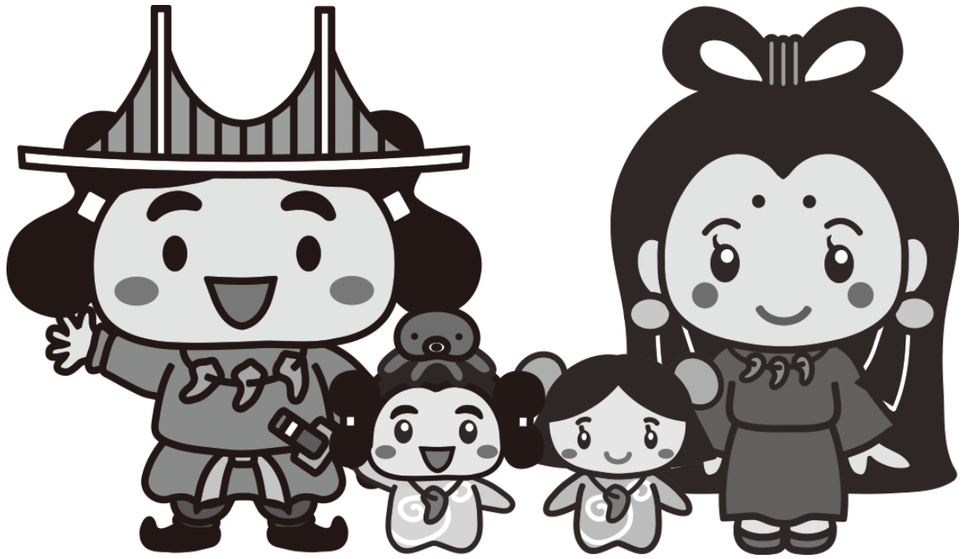

淡路市における地域包括ケアシステムの構築をさらに深め、高齢者が健康で安心して住み続けられるまちをめざして、高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画を策定しました。

平成30年3月
淡 路 市

計画の策定にあたって

■策定の趣旨

我が国では、総人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加しています。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、高齢化がさらに進むと見込まれています。

そのため、国では、医療・介護・予防・生活支援サービスなどが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と介護保険制度を安定的に持続するための制度改正を行っています。

淡路市においても、高齢化がさらに進むことが予測されており、これまで進めてきた施策や方向性を引き継ぎつつ、淡路市における地域包括ケアシステムの構築を深めるため、高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画を策定しました。

■計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

■計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの３年間とします。

（年度）

平成 18 年の介護保険制度の改正（予防重視型システムへの転換）									平成 27 年の介護保険制度の改正（地域包括ケアシステムの構築）											
2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
第３期計画			第４期計画			第５期計画			第６期計画			第７期計画			第８期計画			第９期計画		

※ 本計画策定時点の元号表記としており、今後変更があった場合は、読み替えるものとします。

高齢者等を取り巻く状況

■人口及び高齢化率

住民基本台帳から人口を推計した結果、増加傾向にあった高齢者人口（65歳以上）は、平成32年には減少に転じ、平成37年には15,693人となる見込みです。総人口は減少する一方、高齢化率は上昇を続け、平成32年には37.7％、平成37年には39.0％となる見込みです。

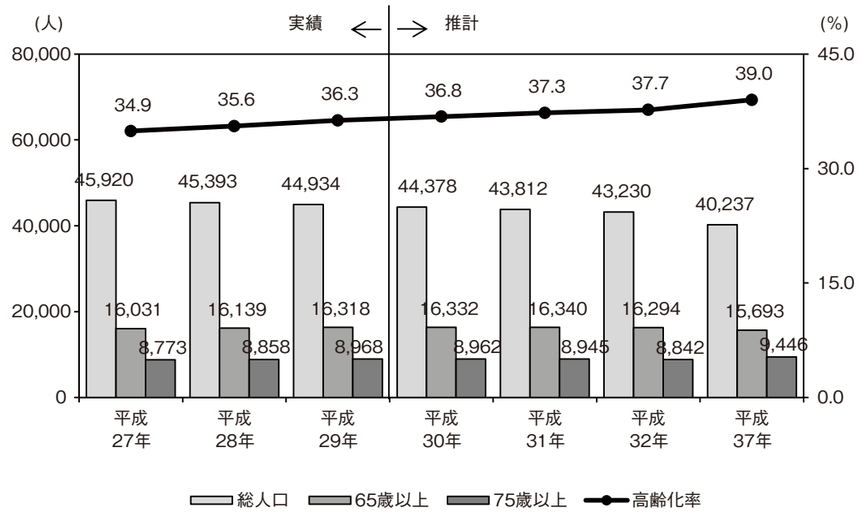

■要支援・要介護認定者数

平成27年から平成29年までの認定者数や人口推計をもとに、国の推計システムを用いて要支援・要介護認定者数を推計しました。要支援1・2は横ばい、要介護1・2は微増、要介護3・4・5は増加傾向となり、全体として認定者数は増え続ける見込みです。

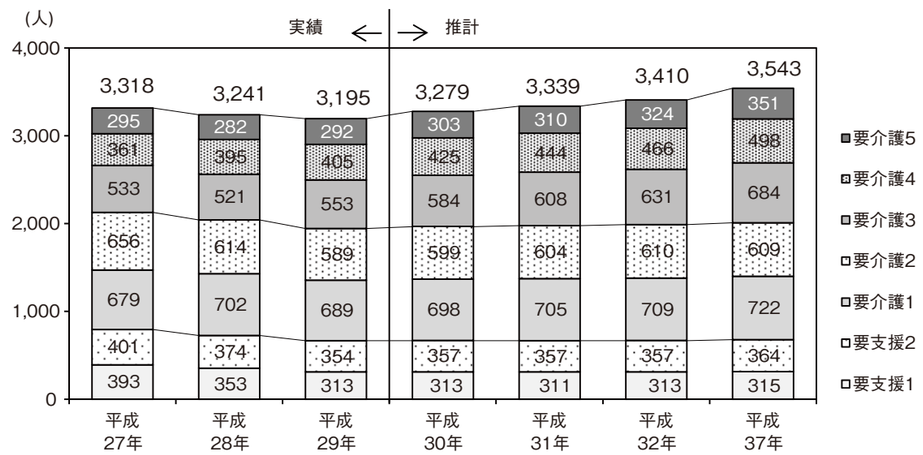

計画の基本的な考え方

＜基本理念＞

健康で安心して住み続けられるまちをめざして

＜基本目標＞

1. 地域支援事業の推進

・介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型）
・いきいき 100 歳体操
・かみかみ 100 歳体操
・地域包括支援センターの運営
・医療・介護連携
・認知症高齢者の支援
・生活支援コーディネーター
・介護家族の支援 など

2. 高齢者福祉の推進

・高齢者福祉サービス
（外出支援、軽度生活援助、福祉タクシー等利用助成など）
・老人クラブ活動
・シルバー人材センター
・スポーツ活動・生涯学習 など

3. 介護保険サービスの適切な運営

・居宅サービス
（訪問介護、通所介護、短期入所、福祉用具貸与など）
・施設サービス
（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）
・地域密着型サービス
（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活など）

■地域包括ケアシステムとは

● ひとり暮らしで不安があったり、介護が必要になっても、住み慣れた我が家で暮らし続けたい。
● 認知症になっても、その人らしさを大切にして、おだやかに見守りたい。
● いくつになっても健康で毎日の生活を楽しみたい。

そんな願いをかなえる仕組みが地域包括ケアシステムです。
地域の助け合いはお互いさま。人と人のつながりが、誰もが安心して暮らせるまちをつくります。

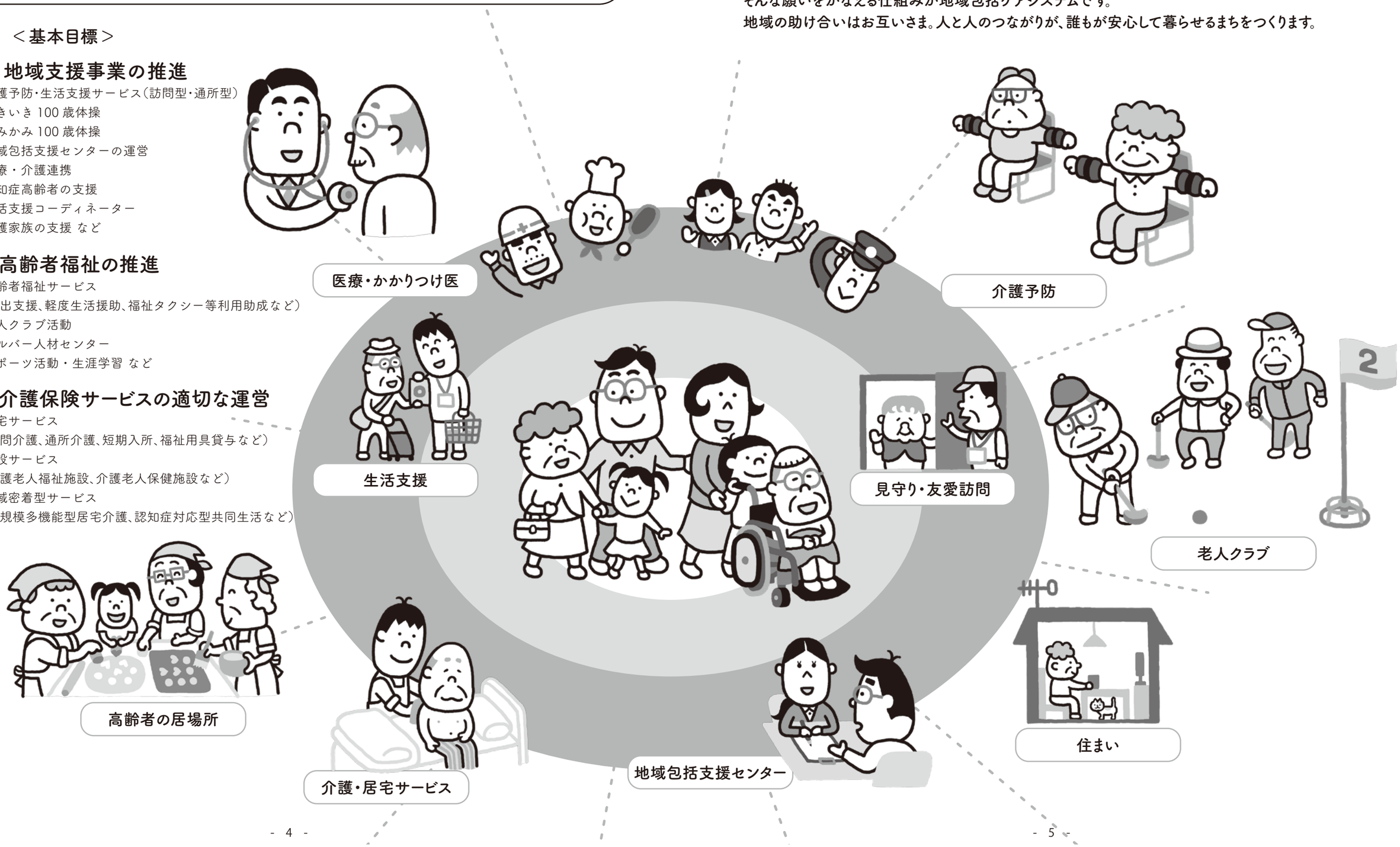

介護保険料の算定

■基準額

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、平成30年度から平成32年度までの介護保険事業にかかる費用や被保険者数の見込をもとに基準額を算出します。

標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に法令で定められた負担割合（第7期：23％）を乗じたものが第1号被保険者負担分相当額となります。

これに調整交付金相当額との差額と介護給付費準備基金取崩額を減じたものが保険料収納必要額となり、この額を保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数、12月で割った結果、第7期における介護保険料の基準月額は5,800円となります。

標準給付費見込額	A	15,987,128 千円
地域支援事業費	B	595,058 千円
第１号被保険者負担割合	C	23%
第１号被保険者負担分相当額	（A＋B）×C	3,813,903 千円
調整交付金相当額との差額	（減額）	538,418 千円
介護給付費準備基金取崩額	（減額）	103,793 千円
保険料収納必要額	D	3,171,692 千円
保険料収納率	E	98%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	G	46,431 人
保険料基準月額	D÷E÷G÷12 月ー端数	5,800 円

第６期（平成27年度から平成29年度）の介護保険料の基準月額5,200円と比較すると第７期（平成30年度から平成32年度）の介護保険料は11.5％の上昇になります。

介護給付費が増加傾向にあり、今後も介護サービス利用者の増加や介護報酬の引上げ等による大幅な増加が見込まれることや、第1号被保険者の負担割合が、国により、第６期：22％から第７期：23％と引き上げられたことが保険料の上昇する要因となっています。

■所得段階別の介護保険料

国の改正やこれまでの所得段階との整合性を保ちつつ、低所得者の負担を軽減するため、引き続き公費投入により第1・第２段階の保険料率を0.50から0.45とするほか、第３段階の保険料率を0.75から0.70に変更します。

		【第６期】平成 27～29 年度		【第７期】平成 30～32 年度	
段階	対象者	保険料率	年間保険料（月額換算）	保険料率	年間保険料（月額換算）
第１	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	0.45	28,080 円（2,340 円）	0.45	31,320 円（2,610 円）
第２	世帯全員が市民税非課税で、前年分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	0.45	28,080 円（2,340 円）	0.45	31,320 円（2,610 円）
第３	世帯全員が市民税非課税で、前年分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.75	46,800 円（3,900 円）	0.70	48,720 円（4,060 円）
第４	世帯全員が市民税非課税で、前年分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超	0.75	46,800 円（3,900 円）	0.75	52,200 円（4,350 円）
第５	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	0.90	56,160 円（4,680 円）	0.90	62,640 円（5,220 円）
第６	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超	1.00	62,400 円（5,200 円）	1.00	69,600 円（5,800 円）
第７	本人が市民税課税で、前年分の合計所得金額が 120 万円未満	1.20	74,880 円（6,240 円）	1.20	83,520 円（6,960 円）
第８	本人が市民税課税で、前年分の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満（第６期は 120 万円以上 190 万円未満）	1.35	84,240 円（7,020 円）	1.35	93,960 円（7,830 円）
第９	本人が市民税課税で、前年分の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満（第６期は 190 万円以上 290 万円未満）	1.50	93,600 円（7,800 円）	1.50	104,400 円（8,700 円）
第 10	本人が市民税課税で、前年分の合計所得金額が 300 万円以上 600 万円未満（第６期は 290 万円以上 600 万円未満）	1.85	115,440 円（9,620 円）	1.85	128,760 円（10,730 円）
第 11	本人が市民税課税で、前年分の合計所得金額が 600 万円以上 1,000 万円未満	1.90	118,560 円（9,880 円）	1.90	132,240 円（11,020 円）
第 12	本人が市民税課税で、前年分の合計所得金額が 1,000 万円以上	2.00	124,800 円（10,400 円）	2.00	139,200 円（11,600 円）